

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月14日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定 期 監 査（工事監査）	
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 6 月 27 日 ～ 令和 6 年 10 月 30 日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課
4 東三国丘小学校校舎改築工事 本工事の受水槽・ポンプ室における機械設備基礎施工費の積算において、代価表の中で鉄筋コンクリート用異形棒鋼の乗率を誤って計上していたため、積算が過大となっていた。 工事発注前に設計図書の検収を十分行い、適正な積算を行う必要がある。	本工事は、設計受注者が作成した設計図書及び内訳明細書の成果品を当課が検収して工事発注したものです。 今回の過大積算は、設計受注者から提出された内訳明細書を本市担当職員が検収し数量の修正を行う際に、システムへの入力を誤ったことにより発生しました。 積算数量の計上誤りに気付かなかった原因は、当課による確認が不十分であったことによるものです。 このことから、指摘事項の改善策として、担当職員には積算の計上誤りについて厳重に指導を行い、課内職員に対しては令和 6 年 9 月に事例の共有を行いました。 今後同様の誤りをなくすため、ダブルチェックを徹底し、さらに過去の蓄積した工事費データとの比較や積算システムのフィルタ機能を活用した単価のチェックを行う等、積算ミスの防止に努めます。	建築部 建築課

6 上野芝住宅 5 棟ほか 2 棟外壁改修工事 本工事の設計図書の特記仕様書には、外壁改修工事の既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理について、エアブロー工法を適用し、汚れ、ごみ、ほこり等をデッキブラシ、エアブロー併用にて清掃及び脆弱部を除去するとしている。 しかし、施工工程を撮影した工事写真には、設計図書に示されている工法のエアブロー工法が全く撮影されていなかった。 設計図書及び施工計画書に従い、施工時の品質管理が適正であることを証明するため、それぞれの工程における施工状況を工事写真に記録保存する必要がある。	本工事は、経年劣化した建物の適正な維持管理を図ることを目的として外壁改修を行ったものです。 今回の設計図書に示されているエアブロー工法が撮影されていなかった原因は、工事作業前に当課及び工事監理受注者が工事受注者に対して適切に施工管理について指示ができていなかったこと並びに工事受注者が設計図書及び施工計画書の記載内容の確認を怠り、適正な施工時の品質管理を行わなかったことによるものです。 担当職員には指導事項について厳重に指導を行い、課内職員に対しては現在稼働中の現場において、工程写真の撮影状況を確認し、再発防止を徹底するよう令和 6 年 9 月に指示を行いました。今後は、工事監理受注者及び工事受注者に施工時の品質管理における工程写真の撮影の重要性を理解した上で、適正な品質管理の記録を残すよう指導を徹底します。	建築部 建築課
---	---	--------------------